

今治明德短期大学学則（抜粋）

第 8 章 授業科目及び単位数

（授業科目の区分）

第 36 条 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目とする。

2 本学における授業科目の名称及び単位数は、別表1から別表3の通りとする。

3 前項で定めるもののほか、教授会の審議を経て、学長が授業科目を開設することがある。

（教育課程）

第 37 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

（単位の授与）

第 38 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、担当教員の認定により当該授業科目所定の単位を与える。

2 各授業科目について、欠席時間が3分の1を超える場合は、当該科目の学業成績は判定しない。

（単位計算の方法）

第 39 条 授業科目の単位数は、1単位の履修時間を、教室外を合わせて45時間を要するものとし、次の基準によって計算する。

(1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して、教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。ただし、教室外の準備のための学修が基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、1時間半又は2時間の講義に対し、それぞれの教室外における1時間半又は1時間の準備のための学修を必要とするものとし、22時間半又は30時間の講義をもって1単位とすることができる。

(2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては教室外の準備のための学修が基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、1時間の演習に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の演習をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習又は実技等の授業は、学修がすべて実験室、実習室等で行われるものとし、45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。ただし、教育効果を考慮して必要があるときは、2時間の実験、実習又は実技に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものし、30時間の実験、実習又は実技をもって1単位とすることができる。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号に規定する基準を考慮して本学が定める授業時間をもって1単位とする。

第 9 章 履 修 方 法

(履修単位)

第 40 条 学生は、ライフデザイン学科及び幼児教育学科において、全ての必修科目、及び選択必修科目の中から合計62単位以上を修得しなければならない。

(履修手続)

第 41 条 学生は、毎学期始めに、当該学期に履修する授業科目を届け出なければならない。

2 長期履修を希望する者は、入学後または学年開始の履修科目登録期間の終了までに長期履修願書を提出し、学長の許可を得なければならない。長期履修に関する規程は、別に定める。

3 履修登録科目の上限単位数及び授業科目の履修方法など履修に関する事項は、別に定める。

(免許及び資格)

第 42 条 本学において取得することができる免許及び資格は次の通りとする。

ライフデザイン学科

介護福祉士受験資格、栄養士、調理師

幼児教育学科

幼稚園教諭二種免許状、保育士

(幼稚園教諭二種免許状)

第 43 条 本学に教職課程を置く。幼稚園教諭二種免許状を受ける資格を得ようとする者は、第40条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。本学幼児教育学科における幼稚園教諭二種免許状の養成定員は1学年30名とし、免許状取得のための授業科目及び単位数は、別表4の通りとする。

(栄 養 士)

第 44 条 栄養士免許を受ける資格を得ようとする者は、第40条の規定によるほか、栄養士法及び同法施行規則に定められた科目を履修し所定の単位を修得しなければならない。本学ライフデザイン学科食物栄養コースにおける栄養士養成の定員は1学年30名とし、免許取得のための授業科目及び単位数は、別表5の通りとする。

(保 育 士)

第 45 条 保育士資格を得ようとする者は、第40条の規定によるほか、児童福祉法及び同法施行規則に規定する所定の単位を修得しなければならない。本学幼児教育学科における保育士養成の定員は1学年30名とし、資格取得のための授業科目及び単位数は、別表6の通りとする。

(介護福祉士受験資格)

第 46 条 介護福祉士受験資格を得ようとする者は、第40条の規定によるほか、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定められた科目を履修し所定の単位を修得しなければならない。本学ライフデザイン学科介護福祉コースにおける介護福祉士養成の定員は1学年40名とし、受験資格取得のための授業科目及び単位数は、別表7の通りとする。

2 介護実習（A・B・C・D・E）の実習時間数が、5分の4に満たないときは、単位を認定しない。

(調理師)

- 第 47 条 調理師免許を受ける資格を得ようとする者は、第40条の規定によるほか、調理師法及び同法施行規則に定められた科目を履修し所定の単位を修得しなければならない。本学ライフデザイン学科調理ビジネスコースにおける調理師養成の定員は1学年20名とし、免許取得のための授業科目及び単位数は、別表8の通りとする。

第 10 章 試験及び卒業

(試験)

- 第 48 条 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は、学期末又は学年末に行う。
2 試験に関する事項は、別に定める。

(成績判定)

- 第 49 条 試験の評価は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格とする。

(卒業・延期・学位)

- 第 50 条 本学に2年以上在学し、所定の授業科目を履修して単位を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。
2 卒業延期については、別に定める。
3 学長は、卒業を認定した者に、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(卒業の時期)

- 第 51 条 卒業の時期は、各学期の終わりとする。

附 則

1. この学則の細則は別に定める。
2. 本学則は、昭和41年4月1日から実施する。
3. 本学則は、昭和43年4月1日から改正即日実施する。
4. 本学則は、昭和44年4月1日から改正即日実施する。
5. 本学則は、昭和48年4月1日から改正即日実施する。
6. 本学則は、昭和55年4月1日から改正即日実施する。
7. 本学則は、昭和56年4月1日から改正即日実施する。
8. 本学則は、昭和60年4月1日から改正即日実施する。
9. 本学則は、昭和62年4月1日から改正即日実施する。
10. 本学則は、昭和63年4月1日から改正即日実施する。
11. 本学則は、平成元年4月1日から改正即日実施する。
12. 本学則は、平成2年4月1日から改正即日実施する。
13. 本学則は、平成3年4月1日から改正即日実施する。
14. 本学則は、平成4年4月1日から改正即日実施する。
15. 本学則は、平成5年4月1日から改正即日実施する。
16. 本学則は、平成6年4月1日から改正即日実施する。
17. 本学則は、平成7年4月1日から改正即日実施する。
18. 本学則は、平成9年4月1日から改正即日実施する。
19. 本学則は、平成10年4月1日から改正即日実施する。
20. 本学則は、平成11年4月1日から改正即日実施する。

21. 本学則は、平成12年4月1日から改正即日実施する。
 22. 本学則は、平成13年4月1日から改正即日実施する。
 23. 本学則は、平成14年4月1日から改正即日実施する。
 24. 本学則は、平成15年4月1日から改正即日実施する。
 25. 本学則は、平成16年4月1日から改正即日実施する。
 26. 本学則は、平成17年4月1日から改正即日実施する。
 27. 本学則は、平成17年12月1日から改正即日実施する。
 28. 本学則は、平成18年4月1日から改正即日実施する。
 29. 本学則は、平成19年4月1日から改正即日実施する。
 30. 本学則は、平成20年4月1日から改正即日実施する。
 31. 本学則は、平成21年4月1日から改正即日実施する。
 32. 本学則は、平成22年4月1日から改正即日実施する。
 33. 本学則は、平成23年4月1日から改正即日実施する。
 34. 本学則は、平成24年4月1日から改正即日実施する。
 35. 本学則は、平成25年4月1日から改正即日実施する。
 36. 本学則は、平成26年4月1日から改正即日実施する。
 37. 本学則は、平成27年4月1日から改正即日実施する。
 38. 本学則は、平成28年4月1日から改正即日実施する。
 39. 本学則は、平成29年4月1日から改正即日実施する。
 40. 本学則は、平成30年4月1日から改正即日実施する。
 41. 本学則は、平成31年4月1日から改正即日実施する。
 42. 本学則は、令和2年4月1日から改正即日実施する。
 43. 本学則は、令和2年9月16日から改正即日実施する。
 44. 本学則は、令和3年4月1日から改正即日実施する。
 45. 本学則は、令和4年4月1日から改正即日実施する。
 46. 本学則は、令和5年4月1日から改正即日実施する。
 47. 本学則は、令和6年4月1日から改正即日実施する。
 48. 本学則は、令和7年4月1日から改正即日実施する。ただし、改正後の第36条別表1及び別表2に規定する国際観光ビジネスコースに係る部分については、令和6年度秋期入学生に遡及して適用し、改正後の第1条、第36条別表1及び別表2に規定する地域未来創生コースに係る部分については、地域未来創生コースの設置により令和8年4月1日から適用する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する令和6年度以前の入学者に係る授業科目、単位数及び履修方法については、なお従前の例による。